

受付印	
収入印紙	円
予納収入印紙	円

家事調停申立書 事件名（祭祀財産承継者の指定）
収入印紙貼付欄
(貼った印紙に押印しないでください。)

長崎家庭裁判所 御 中	申立代理人	弁護士 岩 永 隆 之
令和6年7月 日		弁護士 新 富 崇 央
住所等は別紙申立人手続代理人等目録のとおり		

添付書類	<input type="checkbox"/> 申立人の戸籍謄本、相手方の戸籍謄本、被相続人の戸籍（除籍、改製原戸籍）	準口頭
	<input type="checkbox"/> 委任状	

申立人	本籍(国籍)	長崎県諫早市城見町45番地
	住所	〒790-0842 松山市道後湯之町4番12号ロイヤル道後503号
	フリガナ 氏名	ニシヤマノリオ 西山紀男
相手方	本籍(国籍)	長崎県長崎市立山町569番地
	住所	〒852-8151 長崎市泉2丁目10番17号
	フリガナ 氏名	ツジキョウコ 辻恭子

(注) 太枠の中だけ記入してください。

申 立 て の 趣 旨

本籍長崎県長崎市泉二丁目514番地、最後の住所長崎市泉2丁目10番17号被相続人西山留太郎所有の祭祀財産（仏壇）の所有権の承継者を指定する調停を求めます。

申 立 て の 理 由

1. 被相続人西山留太郎は昭和54年3月21日に死亡した。
2. 相続人は、妻キミエ（令和5年7月23日死亡）、長男西山紀男（申立人）、長女西山和子、二男西山紘二（平成31年3月22日死亡）及び二女辻 恭子（相手方）の5名であった。
3. 相手方は、西山留太郎が死亡した後、西山家の仏壇（本件仏壇）の所有権を妻キミエが承継し、キミエがこれを相手方に譲渡したか、または承継者として相手方を指定したとして、相手方が仏壇を所有すると考えるようである。
4. しかし、仏壇の所有権は申立人に帰属するものである。
すなわち、申立人は被相続人の葬儀について喪主としてこれを主催し、法要も主催した。墳墓についても申立人が管理をしており、平成25年7月に親族から墳墓の移設を要請された際にも（曾祖父が他に譲渡した土地に墓地を建てていたのでこれを他に移設してほしいと当該土地所有者から要請されたもの）、申立人がこれに対応し、平成26年4月27日に従前の墳墓の閉眼供養を行い、同年7月20日に横浜市の長延寺境内に西山家累代之墓を改葬した。改装費用865万円（土地代401万円、改装工事費389万円、交通費及びお布施75万円）はすべて申立人がこれを負担した。
以上のように、申立人が被相続人の葬儀及び法要の主催者であること、申立人が墳墓の管理、改葬及びその費用負担を行っていることからすれば、被相続人の祭祀承継者は申立人であると考えべきである。そのため祭祀財産たる仏壇についても申立人の所有に属する。
5. 本件仏壇は、被相続人の自宅に設置されていたものであり、それが現在まで継続しているだけである。キミエは被相続人の自宅に妻として居住していただけであって、祭祀承継者となっていたわけではない。そのため、本件仏壇の所有者でもなく、相手方にこれを譲渡したり、承継者として相手方を指定することはできない。

(別紙)

申立人手続代理人等目録

〒 8 5 0 - 0 0 5 5 長崎市中町 5 番 2 3 号大久保中町第二ビル 2 階
弁護士法人岩永・新富法律事務所 (送達場所)
申立人手続代理人弁護士 岩 永 隆 之
電 話 0 9 5 - 8 2 9 - 2 1 2 0
F A X 0 9 5 - 8 2 9 - 2 1 2 1

〒 8 1 2 - 0 0 1 2 福岡市博多区博多駅中央街 5 - 1 1 第 1 3 泰平ビル 6 階
6 0 1 - 1 号室
弁護士法人岩永・新富法律事務所博多支店
申立人手続代理人弁護士 新 富 崇 央
電 話 0 9 2 - 2 9 2 - 3 6 9 3
F A X 0 9 2 - 2 9 2 - 3 6 9 4